

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 木曽川上流ダム消防設備点検等業務
- 2 履 行 場 所 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79 木曽川上流ダム総合管理所 外
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月31日
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 岐阜県消防設備協会が令和7年度に作成した「表示登録会員名簿」に登録されていること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま
す。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略する
ことができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる(※FAX番号は、4)に記載された番号)。なお、FAXに抛りがたい場合は、
持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る)による。
 - 3) 見 積 書 提出期限 **令和7年10月24日 12:00** まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5) 担 当 者 契約担当 中原
 - 6) 質 問 書 **令和7年10月17日 12:00** まで
※質問の回答については、令和7年10月21日17:00までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度
の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7
年10月27日 12:00 までとします。
 - 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。
また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはで
きません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日
(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額
に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

仕 様 書

第1節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所が実施する「木曽川上流ダム消防設備点検等業務（以下「業務」という。）」に適用する。

第2節 業務の内容

1) 履行場所

岐阜県恵那市東野字花無山 2 2 0 1 - 7 9 木曽川上流ダム総合管理所
(発電所電気室、バルブ室、排水ポンプ室、コンプレッサ室、船庫、プロパン庫含む)
岐阜県恵那市東野字花無山 2 2 0 1 - 5 7 木曽川上流ダム総合管理所防災資料館
(別棟説明棟含む)
岐阜県恵那市大井町 1 0 0 2 - 2 恵水寮
岐阜県下呂市金山町卯野原 6 - 2 7 岩屋ダム管理所旧館・新館
岐阜県下呂市金山町岩瀬字森廻津 1 1 6 7 中原倉庫

2) 業務概要

消防設備の機器点検 1 式
消防設備、防火設備及び機器配線の総合点検 1 式
※点検は消防法に基づいて実施するものとする。
※必要に応じて、職員に対して消防設備の概要説明や設置状況等について情報提供を行うものとする。

第3節 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。なお、原則として作業は平日の 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 に行うものとする。

第4節 安全管理

作業にあたっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

第5節 業務関係図書

- ①消防用設備等点検結果報告書（木曽川上流ダム総合管理所分） 2 部
- ②消防用設備等点検結果報告書（岩屋ダム総合管理所分） 2 部
- ③その他担当職員が指示したもの 必要部数

第6節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の施行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は工事妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第7節 報告

本業務完了後、消防用設備等点検結果報告書を2部作成するとともに、1部を担当職員へ提出し、もう1部は管轄の消防機関へ提出するものとする。

第8節 業務内容

別紙1、別紙2のとおり実施するものとする。

第9節 その他

点検の結果、補修及び消耗品交換が発生する場合には、それに要する費用について見積書により発注者に協議するものとし、これを発注者が認めたときは契約変更の対象とする。なお、見積書作成時に発生した費用は受注者負担とする。

以上

第 8 節 業務内容詳細（木曽川上流ダム総合管理所及び周辺施設）

① 自動火災報知設備 点検

自動火災報知設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。なお、機器配線については総合点検のみ実施するものとする。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
木曽川上流ダム総合管理所	受信機 予備電源 常用電源 感知器 発信機・音響装置 配線	1 台 1 式 1 式 9 4 個 8 個 1 式
ダム堤体内発電所電気室	受信機 予備電源 常用電源 感知器 配線	1 台 1 式 1 式 1 個 1 式
ダム堤体内バルブ室 ※天井まで約 1 5 m	感知器 発信機・音響装置 配線	6 個 1 個 1 式
ダム堤体内排水ポンプ室	感知器 配線	1 個 1 式
木曽川上流ダム総合管理所 防災資料館	受信機 予備電源 常用電源 感知器 発信機・音響装置 配線	1 台 1 式 1 式 2 1 個 2 個 1 式
木曽川上流ダム総合管理所 防災資料館別棟説明棟	感知器 発信機・音響装置 配線	1 5 個 1 個 1 式
木曽川上流ダム総合管理所恵水寮	受信機 予備電源 常用電源 感知器 発信機・音響装置 配線	1 台 1 式 1 式 2 8 個 2 個 1 式

② ガス漏れ火災警報設備 点検

ガス漏れ火災警報設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。なお、機器配線については総合点検のみ実施するものとする。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
木曽川上流ダム総合管理所	検知器	2 台
	配線	1 式

③ 防火自動閉鎖設備 点検

防火自動閉鎖設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。なお、防火シャッター及び防火扉については、総合点検のみ実施するものとする。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
木曽川上流ダム総合管理所	感知器	4 個
	防火シャッター	2 台
	防火扉	2 枚

④ 排煙設備 点検

排煙設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
木曽川上流ダム総合管理所	排煙機	3 台

⑤ 誘導灯設備 点検

誘導灯設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。なお、機器配線については総合点検のみ実施するものとする。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
木曽川上流ダム総合管理所	誘導灯	1 8 台
	配線	1 式
木曽川上流ダム総合管理所 コンプレッサー室	誘導灯	1 台
	配線	1 式
木曽川上流ダム総合管理所 防災資料館	誘導灯	6 台
	配線	1 式
木曽川上流ダム総合管理所 防災資料館別棟説明棟	誘導灯	1 台
	配線	1 式
木曽川上流ダム総合管理所 恵水寮	誘導灯	2 台
	配線	1 式

⑥ 消火器 点検

消火器点検の箇所及び数量は、以下のとおり。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
木曽川上流ダム総合管理所 (コンプレッサー室、ダム船庫、プロパン庫、地下タンク、堤体内発電 所 電気室を含む)	消火器	3 6 本
木曽川上流ダム総合管理所 防災資料館	消火器	5 本

木曽川上流ダム総合管理所 防災資料館別棟説明棟	消火器	4 本
木曽川上流ダム総合管理所 恵水寮	消火器	1 0 本

※ 木曽川上流ダム総合管理所の消火器 3 6 本には本町警報局分 2 本を含む。

※ 恵水寮の消火器 1 0 本には神徳宿舍分 2 本及び大井宿舍 3 本分を含む。

⑦ 避難はしご 点検

点検設備設置箇所	点検設備	数量
木曽川上流ダム総合管理所 操作室	避難はしご	1 台

第 8 節 業務内容詳細（岩屋ダム管理所及び周辺施設）

① 自動火災報知設備等 点検

自動火災報知設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
岩屋ダム管理所	受信機 P 型 10 回線	1 台
	副受信機	1 台
	差動式スポット感知器	40 個
	定温式防水型感知器	5 個
	定温式特種型感知器	10 個
	光電式煙感知器	5 個
	煙感知器	12 個
	表示灯	7 個
	電鈴	7 個
	発信機	7 個
	常用、非常用電源	1 式
	配線試験	
	連動操作盤 5 回線	1 面

② 防火自動閉鎖設備 点検

防火自動閉鎖設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。なお、防火扉については、総合点検のみ実施するものとする。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
岩屋ダム管理所	防火扉	3 枚
	自動閉鎖装置	7 台

③ 誘導灯設備 点検

誘導灯設備点検箇所及び数量は、以下のとおり。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
岩屋ダム管理所	誘導灯（A 灯及び B 灯）	12 台

④ 消火器 点検

消火器点検の箇所及び数量は、以下のとおり。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
岩屋ダム管理所	Co2 消火器	3 本
	粉末消火器	18 本
中原倉庫	消火器	2 本

⑤ 非常用照明 点検

非常用照明点検箇所及び数量は、以下のとおり。

点検設備設置箇所	点検設備	数量
岩屋ダム管理所	非常用照明	13 台

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月10日に交付された 木曽川上流ダム消防設備点検等業務
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。